

【京都府京田辺市議会】

日時；11月8日（金） 10時00分～10時30分

テーマ：①議会BCP（事業継続計画）の策定について

BCP（事業継続計画）の策定は、災害発生時に議員個人からの市への災害対応・復旧工事等の要請は執行部に迷惑と混乱を招くため、その代替措置として検討を始めました

平成29年11月から約1年をかけて議会運営委員会で審議を行い策定しています。その時点では市のBCP計画策定の予定がなかったため（令和3年3月策定）、市との個別調整に時間を要したとのこと。

中津市は、毎年のように災害が発生する地域であり、執行部に中津市BCPの策定を求めるとともに、早急に議会BCPを策定する必要があります。

また、議員個人からの要請は、連絡会議で一元化して執行部に要請するルール化を行っています。

中津市議会でも「災害対策会議設置規程」で同様のルール化を規定していますが、BCP（事業継続計画）の視点でも計画に盛り込む必要があります。

策定にあたり、「被災状況に関して市と議会との情報伝達、連携協力の整理」「事務局を介さない、議員の安否確認と業務継続体制、活動基準」を中心に整理を行っています。令和4年度には、議会BCP情報伝達訓練を実施し、議員安否確認訓練（1次参集者：市役所5階会議室参集、他の議員：安否確認通信訓練）、各地域情報収集活動訓練を実施し、訓練後にはしっかりフォローアップ検証が行われています。

中津市議会でも計画策定だけでなく、策定後の訓練をしっかり実行し、検証する取り組みを実施すべきと考えます。

テーマ：②：京田辺市議会議員の請負の状況の公表について

地方自治法の改正により、令和5年3月1日から議員個人による市との請負（300万円以下）が規制の対象から除かれることとなりました。総務大臣通知では、「条例等により、支払を受けた金銭の総額や請負の概要など一定の事項を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することとするなど、議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取り組みを併せて行うことが適当であること。」との助言がなされています。

京田辺市議会では、令和6年3月より議会運営委員会で条例の検討を始め令和6年6月に条例を制定、施行しています。条例が施行されるまでの令和5年度分については、議会のホームページにおいて「請負の状況の報告がありませんでした」と掲載しています。

中津市議会においても、早急に条例制定に向けて議論を行うとともに、地方自治法改正の令和5年度に遡って公表をすべきと考えます。

また、条例の制定にあたって、政治倫理条例や議会基本条例の一部改正ではなく、将来の法改正に対応するために新たな条例を制定しています。

中津市においても上位法である地方自治法の改正に対処しやすくするとともに、「請負禁止の規制緩和」の改正趣旨の周知徹底を図る意味からも個別条例の制定を検討すべきと考えます。